

農業収入全体の減少に備えた保険に加入したい

すべての農産物を対象に自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する収入保険制度があります。自然災害等による収量減少に加え、市場価格の低下やけがや災害で作付不能になった、病気で収穫ができないなど、様々なリスクによる収入減少を補償します。

国の法律（農業保険法）に基づく公的な補償制度で、保険料等の一部は国が負担します。

農業経営収入保険制度の概要は、次のとおりです。

- 1 保険資格者
青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）
- 2 対象収入
農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体
※一部の補助金は含まれます。
※簡易な加工品（精米、もちなど）は含まれます。
- 3 対象品目
品目の限定は基本的になく、米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農作物をカバーします。
- 4 補償内容
保険期間の収入が基準収入（過去の平均収入が基本）の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。
補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。
- 5 類似制度との関係
農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。
ただし、特例として、野菜価格安定制度については、同時利用が可能となっており、令和6年からの新規加入者の場合、2年間の同時利用が可能です。（令和7年以降の新規加入者には適用しない。）

保険料、補償内容、加入申込等、詳しく知りたい方は、最寄りの農業共済組合へご相談ください。

お問い合わせ・相談窓口

・宮城県農業共済組合本所	大崎市三本木字大豆板 24-3	電話：0229-87-8281
〃 県南支所	角田市角田字町田 113	電話：0224-63-2012
〃 中央支所	大崎市三本木字大豆板 24-3	電話：0229-87-8271
〃 県北支所	登米市迫町森字平柳 34-88	電話：0220-22-8411

・宮城県農政部農政総務課団体指導検査班 e-mail：noseisom-d@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話：022-211-2754